

# ホームレス支援ニュース

2022年1月発行 第24号

発行：公益社団法人広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会

広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館4階

電話 082-254-3019 F A X 082-254-3018 E-mail:office@hacsw.jp



## 生活困窮者自立支援事業の実際 福山から

### ～生活困窮者の課題解決の過程に市民が参加する意義～

福山市社会福祉協議会（福山市社協）が生活困窮者自立支援事業を受託して10か月が経過しました。広島県内ではこの事業が創設された2015年から、各自治体と連携し事業を実施している市町社協が大多数であったと思えば福山市社協は後発であったと思います。

それはそれとして、事業を受託するにあたり、県内の市町社協や関係機関・団体が行う生活困窮者自立支援事業、とりわけ広島県社会福祉士会（以下、本会）のホームレス支援委員会が関係機関・団体と連携して積み上げてきた活動、具体的には、元ホームレスの人たちの地域貢献活動である「役立ち隊」、相談や入浴提供を行う「くつろぎ入浴サービス」や「おとな食堂」はロールモデルにさせていただきました。

こうした活動を参考に、福山市社協では（1）多くの市民に生活困窮者自立事業を知ってもらい、困った時には早めに相談してもらおう。（2）市民（当事者を含む）に生活困窮となる背景を理解してもらおうとともに課題解決の過程に参加してもらおう。（3）市内の生活困窮者の自立支援活動に関わる関係機関・団体の「顔の見える関係づくり」をすすめる。という3つの中期的な目標をたて実践しています。

今回は（2）の取組の1つを紹介します。

7月から、ボランティアを募集し、「だれでもどうぞ食堂」という「生活困窮者」と限定しない、だれでも100円で食事（カレー）が食べられる「食堂」を開始しました。（「おとな食堂」のマネです）

ご近所の高齢者、子ども、生活困窮者自立センターに相談歴のある人など、様々な方が訪れ、食を通じた人と人とのつながりを実感し帰って行かれます。

そうしたお客さんの中で「SNSで知って～」という30歳代のAさんとその子ども10歳のBさんが来てくれるようになりました。

この食堂が始まって3回目のある月、ボランティアから「Aさんの話を聞いてあげて」と言われました。Aさんは明るく、Bさんにもやさしく接し、片付けなども手伝ってくれる気の効く女性、

「何も問題はない人」という認識のあった私にとってボランティアさんの申し出は腑に落ちないものでした。

とはいえAさんから話を聞いてみると「夫は建設業で3年前に独立、順調であったがコロナの影響で仕事が半分に、景気よかった頃に背伸びをして借りた住まいの家賃が生活に重くのしかかっている。(Aさんも)仕事をしようと就職先を探しているがなかなか見つからない」ということでした。

早速、次の日に生活困窮者自立支援センターへの来所を求め、住居確保給付金、就労支援、生活福祉資金特例貸付などの説明を行いました。

ボランティアさんに「なぜAさんが生活に困っていることに気が付いたのか？」という問いに、「毎回支払うお金に10円、5円、1円玉が多く含まれていた。気になったので『何か困ったことがあるのではないの?』と声をかけた」とのことでした。

市民の課題の発見力、場の持つ力、市民が主体的に生活困窮者などの課題解決に参画する意義を感じたエピソードでした。

(鳥海 洋治)

## くつろぎ・入浴サービス

\* 実施日時：第二、第四土曜日 13時、14時、15時、16時

\* 利用人数：2021年12月現在7名(70代1名、60代2名、50代2名、40代1名、30代1名 内、女性1名)。

コロナがなかなか収まらない中、今のところ、入浴利用者は一人も感染していません。一番感染の危険にさらされている方々と思われるのですが。予防を心がけていらっしゃるのでしょうか。来所時は皆さんマスクをされています。勿論、来所されたら、まずアルコールで手を消毒していただきます。

利用者は、ほぼ固定して、ほとんどが長年利用されています。いちばん長い方は、2007年から14年になります。それでも新しい利用者もあり、最近では、今年9月から1名利用されています。

前回も書きましたが、路上生活者は2名で、他の方はアパート等、屋根の下で生活されています。しかし、収入がぎりぎり生活できる程度で(年金、給料)生活に余裕がありません。

共通しているのは、近所付き合いがなく、人とのふれあいを求めてこういう場所に来られる方もあるのかな、と思います。入浴サービスには、そんな役割もあるのかもしれませんが。

(米澤 恭子)

### ◆くつろぎ・入浴サービス会場の” 臨時使用” が可能です。

何らかの事情で自宅の風呂が使えない、面接前にお風呂に入って行きたい、災害で避難所生活をしている人にお風呂に入ってもらいたい・・・

様々なニーズがあると思います。上記の定例実施日以外に、臨時にお風呂をお使っていただくことができます。その場合は、どなたか支援者の方が同伴していただくと助かります。食事の提供は出来かねますが、着替えは提供できます。まずは委員会へご相談下さい。

事務局あるいは [hacsw.suzu@gmail.com](mailto:hacsw.suzu@gmail.com) へ

# 居住支援法人の指定に向けて申請します！

本会相談役 岡崎仁史

ホームレス支援委員会からの提案を受け、本会理事会は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(2007年)第40条規定の住宅確保要配慮者への**居住支援法人**の指定を広島県知事に申請することを議決しました。2022年度からの指定に向けて現在、広島県知事あての申請書類を作成中です。

現在、広島県内で居住支援法人の指定を受けている法人と支援対象は以下の通りです。

ホームネット株式会社：県域、高齢者

NPO法人地域ネットくれんど：呉市・東広島市、住宅確保要配慮者

株式会社あんしんサポート：県域、高齢者

NPO法人どりいむすいっち：三原市・尾道市・福山市・府中市、若年者のうち児童虐待を受けた者

NPO法人もちもちの木：中区・西区、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅確保要配慮者

埼玉県や兵庫県の社会福祉士会も、居住支援法人の指定を受け、活動されています。

本会の支援対象は、広島市・府中町・海田町、生活困窮者、刑余者を予定しています。

## 居住支援法人の支援業務内容 (予定)

そもそも本会(HL支援委員会)は、2002年からホームレスの脱路上支援を実施して20年間で相談支援付きの「くつろぎ入浴サービス」、昼食相談会、大人食堂、福祉協同の「役立ち隊」、シェルター2室の運営し(2010年～、2015年から生活困窮者自立支援法により広島市の一時生活支援事業受託)等の社会資源を開発し、現在は一般住宅に移行しても、家族の支援が無くとも社会が支え合える仕組み作ることを目標として活動しています。

2019年度からシェルター利用者の面接を行い、利用者・環境の情報を収集しニーズ・アセスメントとニーズに基づいた支援を行い、退所後の居住支援を試行しています。

現在は、生活保護制度(福祉事務所)に加えて、2013年以降ホームレス支援の成果を盛り込んだ貧困対策が創設されて、生活保護の手前の階層を支援対象とする生活困窮者自立支援制度(広島市・くらしサポートセンター)となり、確かに今回のコロナ危機ではとても有効な施策であることが認識されています。しかし、生活困窮者は次の表のように様々なニーズがあることが分かっており、現行制度の支援機関では対応ができていないことが分かってきました。

本会のシェルター利用者には、住宅探しの支援、一般住宅入居後の生活の安定のための必要な支援が関係機関と連携した上で必要です。マトリックス図を現在作成中です。

| 事業区分<br>(国交省)   | 概要(実件数のみ。母数2年間30人の利用者)  |
|-----------------|---|
| 1)【一般住宅への入居前支援】 | ①相談支援：シェルター利用時、退所時の面接による支援計画作成。<br>②住居探し支援：情報提供、同行支援。県外の方は地理感が無く不安なので必要。家族等から社会的孤立しているため、連帯保証人の代わりに「家賃債務保証保険」の活用。 |

|                                |  |
|--------------------------------|--|
|                                | <p>③自転車の提供：福祉事務所、くらサポ、不動産事業者、就活等に使用</p> <p>④住民票異動支援：代行、同行</p> <p>⑤引越支援： 必要な生活用具物品の提供、運搬等。アルバイト雇用。</p> <p>⑥ホームレス者への夜回り、</p> <p>⑦入浴支援・相談支援</p>   |
| <p><b>2)【一般住宅への入居後の支援】</b></p> | <p><b>I 就労支援</b><br/>稼働年齢層の生活保護活用、就労支援：<br/>生活保護による住宅の確保、生活費を確保して基盤を作り、就労等を促進し収入を確保し、適切な時期での生保の廃止を経て、同時に社会参加・社会関係、社会協働を進め、文化娯楽、緊急連絡先（連帯保証人に代わるが保障の責任はない）を得て地域生活に定着する（2件）。</p> <p><b>II 刑余者支援</b></p> <p>① 事業者に対する刑余者の理解の促進： 青少年期に不利な家庭環境の中で食事、相談、教育に欠けた状態で育ち、お腹を空かして盗みや暴力等の犯罪を重ね実刑判決を受けた環境の理解を促進し、雇用、相談支援、教育、衣食住の提供等社会的支援を進める必要がある（国際ソーシャルワークの定義：個人と環境との相互関係、環境の中の個人の理解）。従事者を必要とする福祉施設での就労促進等。お試しアルバイト就労、短時間、短期間（2件）。</p> <p>②更生支援： シェルター利用者の60%は刑余者であることを認識して、彼らが地域生活中に暴力事件等の罪を犯した場合でも信頼できる場合は国選弁護人と連携して、警察署等での面会を行い、更生支援計画の策定し、処分における要望書の提出等の更生支援計画を作成し実施する（2件）。司法も再犯防止推進、「施設内処遇から地域内処遇（コミュニティ・ケア）」の考えにある。</p> <p><b>III 法律につなぐ同行支援</b><br/>利用者の以前の職場での賃金未払・強制貯金、脅迫・虐待による人権侵害・収奪に対する法的交渉、借金整理等につなぐ支援（4件）。脅迫、待ち伏せに対して警察による安全確保の支援（1件）。</p> <p><b>IV 日常生活自立支援事業（広島市・かけはし）、家計管理支援：</b><br/>ライフラインである水光熱費、電話通信料の費用の支払を確実にを行うために活用する。日常生活に困り、また金欠状態にあり3か月間継続して食料支援を求めている（4件）</p> <p>v 家具生活用具の受け取りと配布：<br/>生活困窮者のアルバイト雇用。</p> <p><b>VI 地域生活・社会参加支援：</b><br/>役立ち隊、大人食堂、夜回り等のボランティア活動への勧奨を行い、社会参加を図り、社会関係を拡大する（毎月）</p> <p><b>VII 娯楽：</b><br/>生活保護の什器備品費にTV、ラジオは非該当としてあるが（通知）、そのことが娯楽の欠如、社会情報の欠如として表れている。</p> |
| <p><b>3) 死亡・退去時の支援</b></p>     | <p>過去に実施経験あり</p>   |

## 生活困窮者ソーシャルワーク研修 3年目を実施しました。

北海道から九州まで、幅広い地域から、様々な職務経験を持つ方々の参加は、オンライン研修の利点ともいえ、48名の参加がありました。

2日間、しかも会場を変えてのオンライン研修の実施は、株式会社エイパス様の専門的支援と委員会メンバーの協力の賜物でした。紙上を借りて改めてお礼申し上げます。

研修を振り返り、以下、受講者のご意見を紹介いたします。

### ◆受講動機から

- ・生活困窮はどの世代でも起こりうる身近な問題なので、一から学びたい。
- ・勤務先法人の利用者に貧困または低所得者もおられるため支援について学びたい。
- ・コロナ禍により支援の重要性が高まっている中、理論を学びソーシャルワーク実践に役立てたい。
- ・貧困家庭層が増加する中、社会福祉士は何ができるかを学びたい。
- ・生活困窮者の支援に苦慮している中、適切な支援に結びつけるため、学びたい。

### ◆運営上の課題

2日目の演習でグループワークを行うため、突如初日の昼食休憩時間を割いて、グループワーク参加者の顔合わせを行いました。このことにより休憩時間が短くなり、ご迷惑を掛けました。

「研修の効果を高めるには休憩は大事」と言うご指摘、今後の研修企画に生かしたいと思います。

### ◆講義等、内容への評価

- ・各講義とてもわかりやすく、知識の整理ができた。
- ・困窮の構造的背景としての社会的排除から、粘り強く肯定的に進む午前の講義は新鮮だった。
- ・生活保護や生活困窮者自立支援法への理解が深まった。事例などを踏まえて具体的な説明があった。
- ・社会福祉のL型構造は印象的だった。様々な分野で社会福祉が政策の中に関与しなければいけないとわかった。
- ・生活困窮者支援を通じての地域づくりも大事なので、自分の地域に持ち帰って考えたい。地域が違えば社会資源も違うが、自分の地域でも同じような社会資源がないか探してみようと思う。
- ・既存の社会資源では支えきれないので、社会資源開発の必要性が実感できた。
- ・「制度がどんどんできてくるので日々学び続けて」と講師が言われ、気を引き締めることができた。
- ・広島県社会福祉士会の独自の活動ぶりがよくわかった。熱意を感じた。
- ・当事者のお話がとてもよかった。
- ・短い時間の中でボリュームが多いと感じたが、演習を通して全国の社会福祉士と意見交換ができ、多角的にとらえる視点を体得できた。
- ・演習は短時間でハードだったが、実践では確かに瞬時に相談者のアセスメントが必要な場面も多く、そこを狙った演習だと言われ、今後心がけていきたい。
- ・「のりしろを深くつないでいく仕事」とおっしゃった言葉が深く胸に落ちた。 (鈴川 千賀子)

## おとな食堂

会場としている広島市総合福祉センターが使える月は開催し、持ち帰り弁当を提供しています。最近では日本キリスト教団広島牛田教会様が食材を寄付いただくだけでなく、活動にも携わってくださり、いつもの役立ち隊メンバーだけでなく、市民ボランティアの方たちともワイワイと実施。

とは言え、もち米入りの山菜炊き込みごはんを創った時は炊飯時間が長く、出来上がりを待っていただくことになりました。11月・12月は利用者が急増し、現在は60人分を用意しており、てんてこ舞いといった状況です。フードバンクをされている社会福祉法人正仁会あいあいねっと様からも毎月食品の提供をいただいています。感謝！

11月のメニュー：山菜炊き込みごはん 根野菜の煮物 だしまき卵 白菜漬け 酢の物等

12月のメニュー：白ごはん 鶏のから揚げ 野菜の煮物 大根なます 青野菜の黒胡麻和え

今後の予定：2022年1月は会場が使用不可のため、1月29日（土）に非常食等のみ配布予定

2月19日（土） 3月26日（土） ※準備は9時から 提供は12時から

## よろず生活相談会

いつもK夫妻による散髪ボランティアが好評です。感謝！

カトリック幟町教会を使用させていただき、感謝！

今後の予定：2月27日（日）14時～ 4月30日（日）14時～

### 【お知らせ】 新たな活動が始まります。

◆この内容の案内チラシが、1月12日の「夜回り」で配布されました。

### 生活に必要なものをお配りしています（無料）

日時：2022年1月16日（日） 2月20日（日） 3月20日（日） 4月17日（日）

昼12時半～1時間程度（なくなり次第終了）

場所：日本バプテスト広島キリスト教会 正面玄関

中区舟入町12-7 江波線「舟入町」電停前

お配りするもの：食料品：一袋3合入りの白米、カップ麺、レトルトカレーほか

日用品：トイレットペーパー、ティッシュ、生理用品ほか

※他にも簡単調理（レンジ・お湯を注ぐだけ）、長期保存食品もあります。

どなたでも、ご自由にご利用ください。すべて、無料です。

やむを得ず日時を変更する場合があります。遠方の方はお問い合わせの上お越しく下さい。

日本バプテスト広島キリスト教会 電話082-293-8683

**【連載コラム】ホームレス事情日米比較 は、今号はお休みです。**

## 自宅でできる寄付ボランティア

生活困窮者・路上生活者等の支援のために寄付をお願いします。

広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会（2022年1月1日）

事務局に直接お持ちいただくか、送るか、あるいは家具等は事務局にご連絡ください。なお、お名前の公表の可否、匿名希望なども、事務局に教えて下さると助かります。

### 必要としている物

#### 【家具、家電製品】

★住居に移る時に物品、資金を持っていないので、現物が必要です。★こたつ机、座卓、食器棚、ベッド、天井照明、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、IHコンロかガス台、調理器具、テレビ（生保受給者は什器備品費の対象外なので、寄付物品が必要）、ラジオ（何も持たないのでコロナ・ワクチン等の最新情報から遮断されている）＜事務局にご相談ください＞

【生活物品】★自転車（中古の場合は防犯登録解除済のもの。退所後の移動範囲が広がる。通勤、買い物、社会活動）、上下の布団とシーツ（掛布団用、敷布団用、まくら用）、マットレス等。タオル、キャリーバッグ、デイバッグ、スポーツバッグ、帽子（野球帽・毛糸）、食器一式等

【衣類、靴】 ※新品か洗濯済のもの。

★スニーカー（新品・27センチ前後）、★色物の長袖シャツ（M, L）、★冬物衣類（L, XLが不足）、Gパン・ズボン（ウエスト90センチ前後）、下着（トランクス型、新品）、靴下（新品）、ベルト等。

【食料品】 ★事業所保有の賞味期限間近の災害時の非常食の白飯（お湯を入れて15分で完成。炊飯器の無い人には有用）、ビスケット等。お米（精米、玄米。古米でも構いません）、★レトルト食品（調理が苦手な人が多く、温めるとすぐ食べられるカレー、ハヤシ、八宝菜、マーボー丼、親子丼、牛丼、豚丼）、缶詰、即席めん（カップ麺）、日持ちする野菜（かぼちゃ、大根、人参）、お菓子等。お金が無くなっても非常食の白飯とレトルトで飢えを凌げます。概してタンパク質が不足しています。

【お金】 福祉制度対象外で当座の生活費等が必要な生活困窮者・路上生活者等への貸付・給付用。

### 寄付物品等が必要な人の例

①生活困窮者自立支援利用ならびに生保申請のシェルター利用者、退所者

（利用中）着替えを持たずに入居される方が多い。制度上、使える食費は一日3食で800円。しっかり食べて元気を出してもらうために、食糧の補足が必要です。（退所後）住居に移った時にも、資金不足で生活家具、電化製品を揃えられません。生活保護の什器備品費で揃えられるものは限られています（通知でTV、ラジオは除外→ 娯楽の欠如、コロナワクチンニュース、給付金からの排除）。

②くつろぎ入浴サービス利用者

③「おとな食堂」の食材として

④出所後あるいは不起訴で地域に帰り生活再建を目指している人

⑤上記の本会ホームレス支援委員会の諸活動で使うほか、生活困窮者支援をしている子ども食堂等の団体にも提供する場合があります。

**寄付者（2021年9月～12月）：** あいあいねっと（フードバンク）、日本キリスト教団広島牛田教会（食材多数、布団多数等）、三好様（衣類・生活用品多数）、古井様（ベッド）、山本様、長島様、山下様、藤田様、山口様、深田様、吉本様、戸澤様、河野様、井関様、大田様、大下様、三牧様、飛子様、勝村様 他33名様に衣類・食品・台所用品・衛生材料等をご寄付頂きました。

   ご寄付を頂きました皆様に心より感謝申し上げます  